

私立高校生のために

 しりつこうとうがっこう しゅうがくしえんじぎょう じゅぎょうりょうげんめん がくひけいげん
 私立高等学校あんしん修学支援事業【授業料減免・学費軽減】

ない 内 よう 容	府内の私立高校に在籍されている生徒さんの授業料の減免又は学費軽減を行います。 ※ 府が対象となる生徒さんに直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免（減額や免除）を受けていただくものです。
たい 対 しょう 象 しゃ 者	生徒の保護者が京都府内（京都市含む。）に住所を有し、京都府内の私立高等学校に在籍されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方及び本校が他府県にある通信制高校は対象外となります。
し 支 きゅう 給 がく 額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活保護世帯 <ul style="list-style-type: none"> → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府補助制度を活用した各校の授業料減免により、929,000円を上限に助成 ※1 ▶ 年収590万円未満程度の世帯 ※2 <ul style="list-style-type: none"> → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府補助制度を活用した各校の授業料減免により、650,000円を上限に助成 ▶ 年収590万円～年収910万円未満程度の世帯 ※2 <ul style="list-style-type: none"> → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府学費軽減制度（年80,000円（通信制17,000円））により、最大で198,800円を助成 <p>※1 令和2年3月時点の金額です。 ※2 年収は、モデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合）の目安です。</p>
しん 申 せい 請 じ 時 き 期 の よ び し 支 きゅう 給 じ 時 き 期	授業料減免については6月頃、学費軽減については7～9月頃 具体的な時期については、高校によって異なります。高校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。
しん 申 せい 請 て つづ き 手 続	申請書に必要な事項を記入し、課税証明書等高校が指定する添付書類とともに在学されている高校に提出してください。 ▶申請書は、高校から配布されます。
と あ わ さ き 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516・4517）にお問い合わせください。
び 備 こう 考	失業・倒産により家計が急変し、一定所得基準未満となった場合についても、各私立高校で授業料減免等が適用できる場合があります。詳細は、各私立高校におたずねください。